

栃木県人権施策 推進基本計画(2016~2025)

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指して



栃木県

人権が尊重される

平和で豊かな社会の実現を目指して



「人権の世紀」といわれる21世紀に入って、既に15年以上が経過しましたが、虐待やいじめに加え、いわゆるヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害など、人権を巡り解決すべき課題は今なお多い状況にあります。

これまで、県では、平成18年3月に策定した「栃木県人権施策推進基本計画」をもとに、「人権教育及び人権啓発」と「相談・支援」の二本を柱として、この10年間様々な課題に対応した人権施策を総合的に推進してきました。

その結果、平成27年度の県政世論調査では、平成21年度と比較して「基本的人権が尊重されている」との回答が増加し、「尊重されていない」との回答が減少するなど、徐々にではありますが、偏見や不当な差別のない社会づくりが着実に進んできているものと感じております。

この度、これらの状況を踏まえ、人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指し、「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」を策定いたしました。今後は、本基本計画に基づき、国、市町、企業・団体等との連携を図るとともに、県民の皆様と協働しながら、人権施策をより一層推進して参りますので、一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本基本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた栃木県人権施策推進審議会の委員の皆様をはじめ、御協力いただいた多くの方々に心より感謝申し上げます。

平成28年3月

栃木県知事 福田 富一

(目 次)

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の背景	1
2 基本計画策定の趣旨	2
3 基本計画の性格	2
4 基本計画の推進期間	2

第2章 人権施策の推進に関する基本的事項

1 人権教育及び人権啓発	
○ あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	3
(1) 学校における人権教育の推進	
(2) 家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進	
(3) 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進	
○ 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進	5
2 相談・支援	5

第3章 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

1 女性	9
2 子ども	11
3 高齢者	14
4 障害者	16
5 同和問題	20
6 外国人	21
7 HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者	23
8 犯罪被害者とその家族	25
9 インターネットによる人権侵害	27
10 災害に伴う人権問題	27
11 その他の人権問題	28

第4章 計画の推進

1 県の推進組織	30
2 国及び市町との連携	30
3 企業・団体等との連携	30
4 計画のフォローアップ	30

用語解説 (50音順)	31
-------------	----

参考資料	41
------	----

基本的な考え方

ており、平成17（2005）年3月、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。

そして、平成18（2006）年3月には、この基本方針の規定に基づき、「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する基本的な取組方向を明らかにした「栃木県人権施策推進基本計画」を策定しました。

これまで、子ども、高齢者、障害者に対する虐待防止や女性、障害者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律が制定されるなど、各人権課題ごとの法整備が進みましたが、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などの人権課題に関する問題は依然として存在しており、加えて、災害に伴う人権問題や北朝鮮当局による拉致問題など、新たな課題への対応が必要となっています。

2 基本計画策定の趣旨

県では、平成18年に基本計画を策定し、平成23年に改訂した「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」に基づき、様々な人権施策を総合的に推進してきました。

その結果、人権意識の高揚を図ることを目的に実施する各種講演会やイベント、研修会等への参加者数が増加傾向にあるなど、県民の人権に関する関心が高まりを見せてきています。

しかし、依然として、児童虐待や配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス*）など生命や身体の安全にかかわる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権侵害が生じています。また、国際化、少子高齢化、情報化などに伴い、新たな人権問題が顕在化するとともに、個々の人権問題も複雑化・多様化してきています。

不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、平成27年度をもって推進期間が終了する「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえて新たな「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」を策定するものです。

3 基本計画の性格

この基本計画は、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づいて策定した「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に規定されている「人権教育及び人権啓発」並びに「相談・支援」に関する取組方向を示すものです。

また、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」及び人権に関する課題ごとの個別計画との整合性を図り、人権施策推進の基本的方向を示しています。

4 基本計画の推進期間

この基本計画の推進期間は、平成28（2016）年度からの10年間とし、中間年に見直すこととします。

第2章

人権施策の推進に関する基本的事項

第2章

人権施策の推進に関する基本的事項

この基本計画は、「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に基づき、
◇一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会
◇誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができる社会
◇一人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、共生できる社会
の実現を目指します。

1 人権教育及び人権啓発

○あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

県民一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解するとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・人権意識を十分に身に付けることができるよう、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 学校における人権教育の推進

① 発達の段階に応じた人権教育の推進

学校においては、児童生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促し、自尊感情に根ざした豊かな人間性を育むとともに、各教科等において、様々な人権問題についての正しい理解とその解決に向けた学習を推進します。

特に、知識伝達型の学習だけでなく、ボランティア活動等の社会奉仕体験活動や自然体験活動、高齢者・障害者等との交流活動など豊かな体験の機会を充実します。

② 指導者の養成と資質・能力の向上

人権教育の担い手であるすべての教職員が、人権尊重の理念についての理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、実践的な指導力をさらに高めることができるよう、指導者（人権教育主任等）の養成と研修の充実を図ります。

③ 学習内容及び方法の改善・充実

参加体験型の学習や高齢者・障害者等との交流活動を積極的に推進していくための学習内容及び方法の研究・開発に取り組みます。

また、人権教育に関する学習教材や指導資料等についての調査研究を進め、学習内容及び方法の改善・充実を図ります。

さらに、指導・啓発資料の計画的な作成や視聴覚教材の整備を行い、これらを効果的に活用した人権教育を推進します。

(2) 家庭、地域における人権教育及び人権啓発の推進

① 生涯にわたる学習機会の提供

人権に関する学習を取り入れた学級・講座を開設したり、ボランティア活動などの体験活動の機会を充実させたりするなど、生涯にわたって人権について学び続けられるよう多様な学習の機会を提供します。

また、地域の実情や参加者のニーズを把握しながら、参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発に取り組みます。

さらに、指導者研修の充実に努め、指導者（市町人権教育担当者等）の養成と資質の向上を図ります。

② 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域は、他人を思いやる心や生命を尊重する心、そして人間の尊厳などを体感できる人権学習の場です。特に、子どもにとっては、基本的な生活習慣やルール、マナーを身に付けるなど、人格を形成する上で極めて大きな役割を果たしています。

家庭や地域においては、大人が日常生活の中で偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することなどを自らの姿勢や行動をもって、子どもに示していくことが求められることから、それらの人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習することができる機会を提供します。

また、子育てや家庭教育に悩む保護者や、いじめ・不登校等に悩む子どもたちが、いつでも気軽に相談できるよう相談体制を充実します。

③ 県民への人権啓発の推進

県民一人ひとりが、主体的に参加し、人権尊重の理念に対する理解を深めることができるような県民参加型のイベントを実施します。また、身近な話題や人権上大きな社会問題となった事例等を取り上げた研修を開催するなど内容・手法に工夫を凝らし、県民の興味・関心を喚起する啓発活動を実施します。

そのほか、人権啓発資料の作成・配布やマスメディア、インターネット等を活用した効果的な広報活動などを推進します。

(3) 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進

経済活動のグローバル化の進行、地球環境問題に対する関心の広がり、人権意識の高まりなどに伴い、企業や団体は社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

このような中で、セクシュアルハラスメント*、パワーハラスメント*、マタニティハラスメント*、性別等による不当な差別がない働きやすい職場環境づくりや、就職の機会均等を図る公正な採用選考システム*の確立のため、人権啓発研修への講師派遣や研修会を通じて、引き続き自主的な教育・啓発活動を支援します。

○特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進

行政職員、教員・社会教育関係職員、警察職員、消防職員、医療・福祉関係者、マスメディア関係者などの人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を十分に理解した上で、それぞれの業務に当たる必要があります。

人権教育及び人権啓発の推進に当たっては、これら特定の職業に従事している者に対して、様々な人権課題に関する研修や講演会を実施するほか、それぞれの関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

2 相談・支援

○相談支援体制の充実

人権相談及び被害者の支援については、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者など個別の人権課題ごとに国や県、市町、各団体等に相談窓口が設けられ、必要に応じて支援策が講じられていますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

引き続き、それぞれの相談窓口が機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワークの構築をより一層進めるなど、相互の連携強化に努めます。

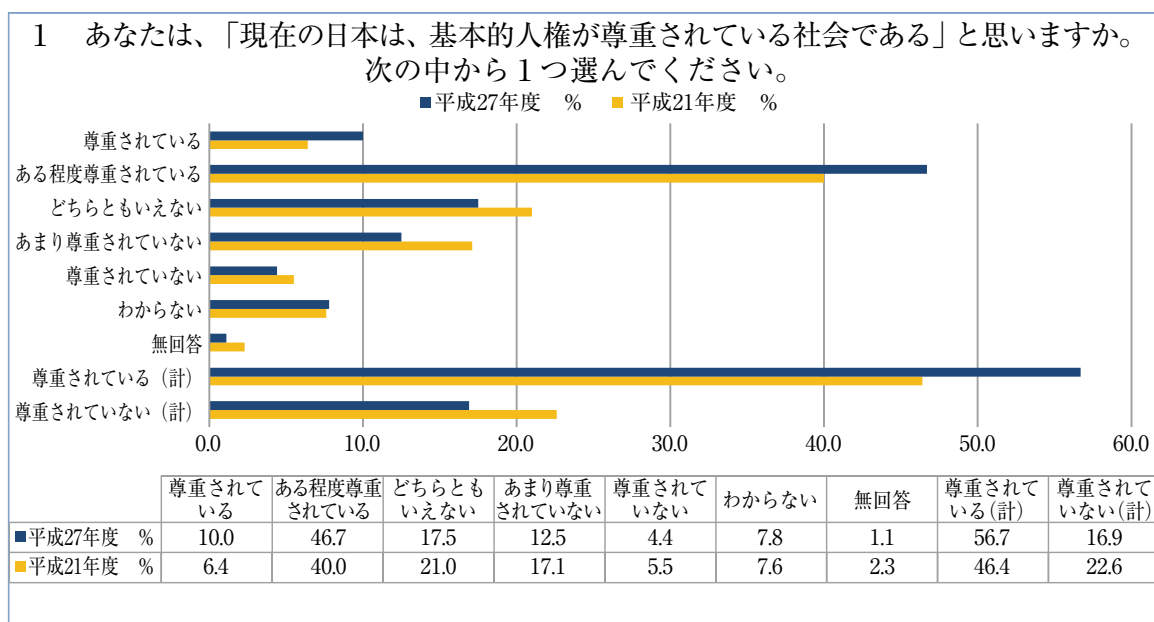
また、人権に関する様々な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談員等に対する研修の充実や地域で人権に関する支援を行うことができるリーダーの養成にも努めます。

さらに、県のホームページや各種広報媒体を活用し、各相談窓口に関する情報を分かりやすく県民に発信していきます。

「県政世論調査平成21年度・平成27年度比較」

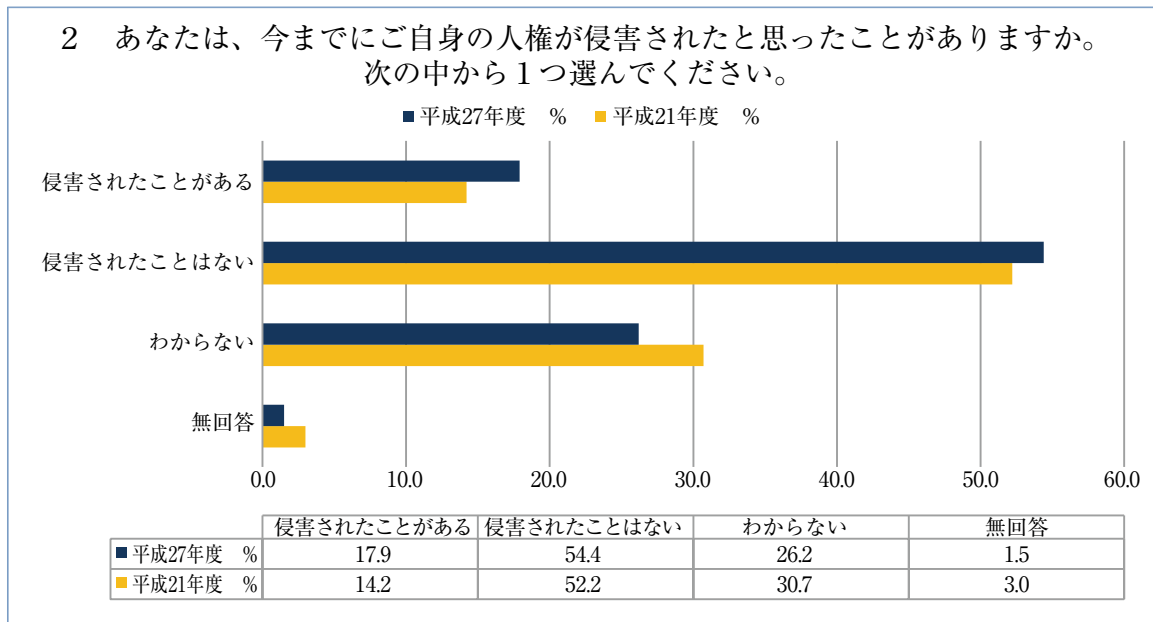
(調査対象：満20歳以上の男女 標本数：2,000 回収数(率)：平成27年度1,316(65.8%)：平成21年度1,411(70.6%))

〔図1〕



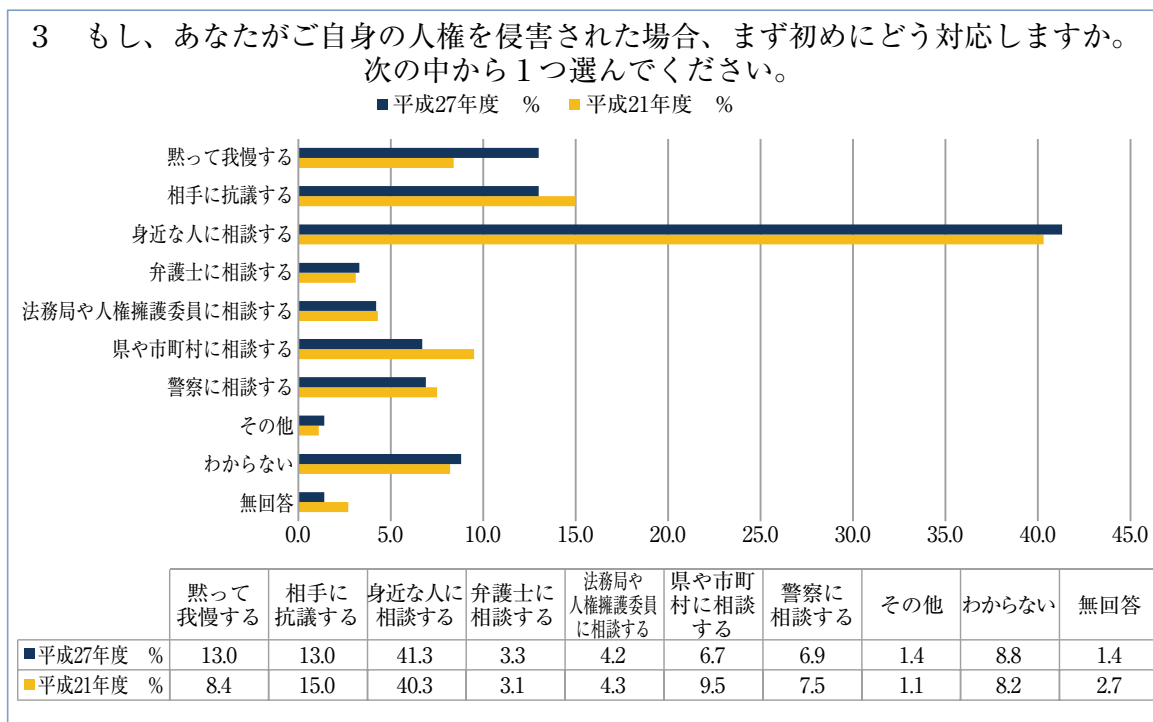
・「尊重されている(計)」が10.3ポイント増加している。

〔図2〕



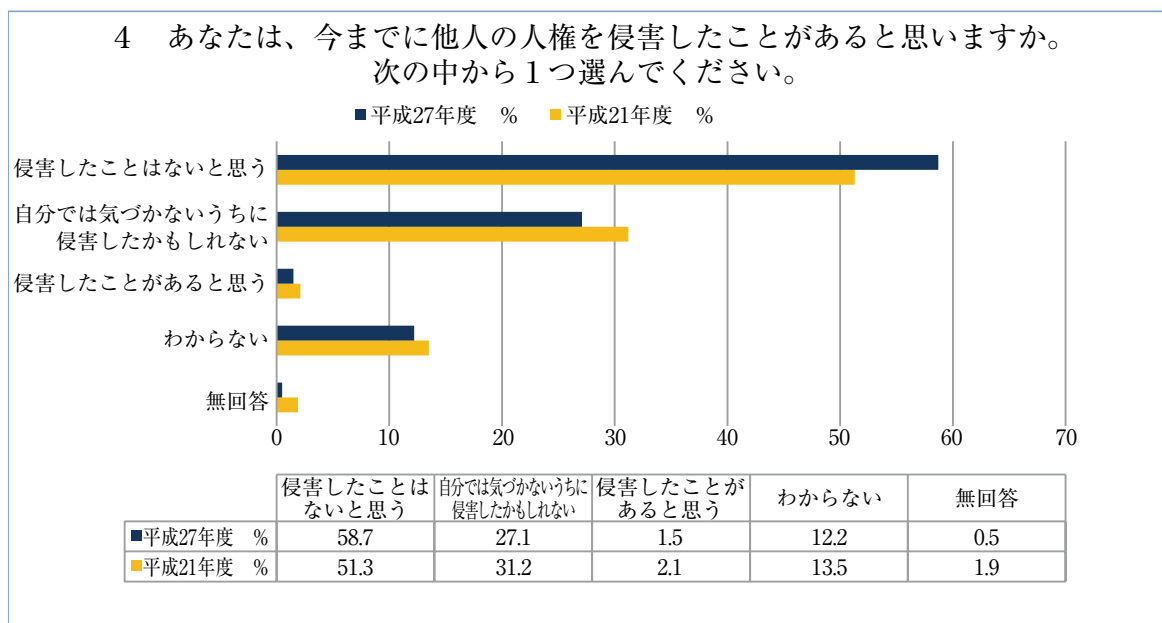
- ・「侵害されたことがある」が3.7ポイント増加したが、「侵害されたことはない」も2.2ポイント増加している。

〔図3〕



- ・「黙って我慢する」が4.6ポイント増加した以外、ほぼ変化は見られない。

〔図4〕



- ・「侵害したことはないと思う」が7.4ポイント増加し、「自分では気づかないうちに侵害したかもしれない」が4.1ポイント減少している。

平成27年度 人権に関するイラスト入賞作品【栃木県教育委員会】



「大切な人との思い出」
中学2年 水上 ひなた さん

第3章

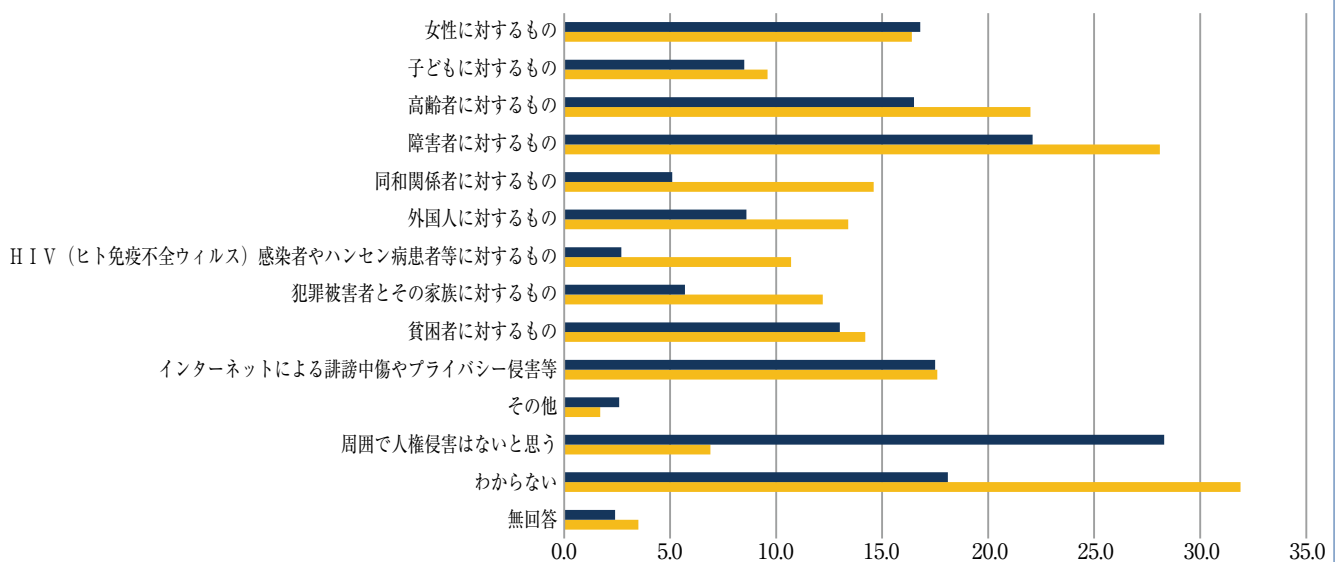
人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

人権施策の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者及び元患者、犯罪被害者とその家族にかかわる人権問題や、インターネットによる人権侵害、災害に伴う人権問題等を重要課題として位置付け、この基本計画（2016～2025）や人権に関する課題ごとの個別計画等を踏まえて、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

〔図5〕

5 あなたの周りの日常生活において、どのような人権侵害（差別など）がありますか。
次の中からいくつでも選んでください。

■平成27年度 % ■平成21年度 %



	女性に対するもの	子どもに対するもの	高齢者に対するもの	障害者に対するもの	同和関係者に対するもの	外国人に対するもの	H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染者やハンセン病患者等に対するもの	犯罪被害者とその家族に対するもの	貧困者に対するもの	インターネットによる誹謗中傷やプライバシー侵害等	その他	周囲で人権侵害はないと思う	わからない	無回答
■平成27年度 %	16.8	8.5	16.5	22.1	5.1	8.6	2.7	5.7	13.0	17.5	2.6	28.3	18.1	2.4
■平成21年度 %	16.4	9.6	22.0	28.1	14.6	13.4	10.7	12.2	14.2	17.6	1.7	6.9	31.9	3.5

・「周囲で人権侵害はないと思う」が21.4ポイント増と大幅に増加している。

1 女 性

(1) 現状と課題

国連は、昭和54（1979）年の第34回総会において、女性の権利を包括的に保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択しました。

我が国は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の制定や、「国籍法」の改正による国籍取得時の父母両系平等主義の採用など国内法の整備を図り、昭和60（1985）年にこの条約を批准しました。その後、平成11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」により、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であると位置付けられました。

一方、女性の日常生活の場における人権を守るために、平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、その後、平成16（2004）年及び平成20（2008）年に改正され、ドメスティックバイオレンス（DV）の範囲拡大や保護命令の拡充等が図られました。さらに、平成25（2013）年には、適用対象の拡大が図られ、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。また、「男女雇用機会均等法」は平成11（1999）年及び平成19（2007）年に改正され、性別を理由にした差別の禁止や、事業主にセクシュアルハラスメント防止に関する措置義務を課すことなどが規定されました。

本県においては、平成15（2003）年「栃木県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することとしました。また、平成27年度をもって計画期間が終了した「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」の成果と課題を踏まえ、この条例の基本理念にのっとり、「豊かで活力ある男女共同参画社会」の実現に向けて、新たな行動計画である「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」（計画期間：平成28年度～平成32年度）を策定しました。

また、配偶者等からの暴力については、平成16（2004）年に改正された「DV防止法」に基づき、平成17（2005）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、平成20（2008）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改定を踏まえ、平成21（2009）年にこの基本計画の改定を行い、さらに、平成24（2012）年に第2次の改定を行いました。

このように、法律や制度上は、女性の人権を守る様々な取組が行われていますが、現実には、雇用における男女差別や女性の育児・介護負担、DV、デートDV*、性犯罪、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）やマタニティハラスメント（マタハラ）など女性の人権に関する様々な問題が存在しています。

女性に対するあらゆる暴力が根絶され、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、性別による差別がなく、男女が平等でお互いの人権が尊重される男女共同参画社会の実現が求められています。

(2) 施策の基本方向

① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

性別による固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画への理解を深めるため、広報誌、マスメディア、インターネットなど多様な広報媒体を活用したり、研修会や講演会を開催するなど様々な機会を通じて、啓発活動を推進します。

児童生徒が、男女の固定的なイメージや役割意識を持つことがないよう男女共同参画の視点に立った学校教育の充実を図ります。また、男女共同参画の重要性について教職員に対しても理解を一層促進するため、研修等を充実するほか、学校運営等にも男女共同参画の視点を導入します。

② 男女の人権の尊重

ア 女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発

様々な機会を捉えて、DV・デートDVやセクハラ、性犯罪、ストーカー行為など女性に対するあらゆる暴力を根絶するための教育及び啓発活動を推進します。また、各種広報媒体を活用し、相談窓口や支援制度についての周知を進めます。

関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次的被害を防止するための研修を実施します。

イ 相談支援体制の充実等

県の配偶者暴力相談支援センター*である「とちぎ男女共同参画センター」を中心に、DV被害者の相談、一時保護などを行うとともに、一時保護解除後の自立支援や地域生活への定着支援、DV被害者を支援するための関係機関や民間団体とのネットワーク強化、女性への暴力を考える講座の開催、相談等にかかわる職員等に対する専門的な研修の開催など、DV被害者を支援するための各種取組を行います。

また、セクハラ、マタハラや性犯罪、売買春、ストーカー行為等については、関係機関との連携を図りながら防止対策を推進するとともに、被害者に対する相談体制を充実します。

ウ 性の尊重

男女が互いを尊重し合うため、それぞれが互いの性に関して正しい知識を持つことができるよう発達段階に応じた教育・啓発を行います。また、女性の生涯を通じた健康保持や性を尊重する県民意識の醸成に努めます。

【主な関係法令・計画等】

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律＜男女雇用機会均等法＞（S47.7施行）
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律＜育児・介護休業法＞（H4.4施行）
- ・男女共同参画社会基本法（H11.6施行）

- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（H12.11施行）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（H13.10施行）
- ・ 栃木県男女共同参画推進条例（H15.4施行）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（H24.3第2次改定）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（H26.1施行）
- ・ とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）（H28.3策定）

2 子ども

(1) 現状と課題

国連は、平成元（1989）年の総会において、子どもの生存、保護、発達、参加という権利の包括的保障を目指した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）*」を採択しました。我が国は、人権条約としては最大の締約国数を有するこの条約を、平成6（1994）年に一部を留保して批准しました。

我が国においては、次世代を担う子どもの健全育成や福祉の増進を図るため、昭和22（1947）年に「児童福祉法」、昭和26（1951）年に「児童憲章*」を制定するなど児童福祉制度の整備を行いました。さらに、その後の急速な少子化の進行に対応するため、平成6（1994）年に「子育て支援のための施策の基本的方向（エンゼルプラン）」を策定したほか、平成9（1997）年には児童福祉法の大幅な改正を行い、子育てしやすい環境の整備、保育制度の見直し、児童の自立支援施策の充実を図りました。また、平成11（1999）年に、少子化対策の指針としての「少子化対策推進基本方針」、それに基づく「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画（新エンゼルプラン）」を策定しました。その後、平成15（2003）年には「次世代育成支援対策推進法」を制定して、都道府県や市町村、一定規模以上の民間企業や事業主としての地方公共団体に対して次世代育成支援対策のための行動計画の策定を義務付け、また同年に制定した「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16（2004）年には「子ども・子育て応援プラン」を、平成22（2010）年には「子ども・子育てビジョン」を、平成27（2015）年には「少子化社会対策大綱」を策定し、今後の総合的な子ども・子育て支援の方向性を示しました。

また、児童の権利利益を擁護するため、子どもに対する虐待の禁止、虐待を受けた子どもの保護のための措置などを定めた「児童虐待の防止等に関する法律」を平成12（2000）年に施行しました。

さらに、深刻化するいじめ問題に、学校が組織的に対応することはもとより、関係機関や地域社会が総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備する必要があることから、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」を施行しました。

本県においては、平成13（2001）年に、21世紀を担う子どもたちを健やかに生み育てる社会とするための基本的指針として「とちぎ子どもプラン」を策定し、その後、このプランの理念を継承・発展させ、本県の子育て環境づくりを総合的に推進するための基本となる「栃木県次世代育成支援対策行動計画（とちぎ子育て支援プラン）」の前期計画を平成

17（2005）年に、後期計画を平成22（2010）年に策定しました。

その後、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることも受け、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等に基づく「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を平成27（2015）年に策定し、子ども・子育て支援の更なる充実を図ることとしました。

また、深刻化するいじめ問題の克服に向け、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進できるよう「いじめ防止対策推進法」に基づき、平成26（2014）年に「栃木県いじめ防止基本方針」や関連する条例を制定しました。

青少年に関しては、ニートやひきこもり、不登校など子どもたちの抱える問題が一層深刻化していることに加え、パソコンや携帯電話等の普及によって、好ましくない情報にも容易に接することができるようになるなど、子どもや若者を取り巻く社会環境の悪化が憂慮されています。

このため、国においては、平成22（2010）年4月、子どもや若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等、総合的な施策の推進を目的とする「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、家庭や学校、職場、地域などが各々の役割を果たし、相互に協力しながら、子どもや若者の育成支援に一体的に取り組むこととしています。

本県においては、栃木県青少年健全育成条例をはじめ、子どもたちを健やかに育成するため、大人に求められる基本理念や行動指針を示した「とちぎの子ども育成憲章*（平成22（2010）年2月制定）」を踏まえて、平成28（2016）年3月、青少年育成の基本的な考え方や今後の施策の方向性を示した「とちぎ青少年プラン2016～2020」を策定し、「心豊かでたくましいとちぎの青少年の育成」を目指すこととしています。

このように、法律や制度の充実は図られてきましたが、家庭や地域社会では、子どもが巻き込まれる事件や子どもに対する虐待等が後を絶ちません。また、学校では、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるいじめ、暴力行為、不登校、体罰等が依然として憂慮すべき状況にあります。

子どもにも大人と同様に基本的人権が保障されています。さらに、大人以上に人権を侵害されやすい子どもは、社会的に保護され、守られなければならない存在です。大人たちが、未来を担う子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められています。

（2）施策の基本方向

① 子どもの人権の尊重

ア 県民意識の醸成

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念が実現されるよう、子どもの権利の擁護や児童虐待の防止に関する啓発資料の作成・配布など、子どもの人権尊重に関する県民意識の醸成のための啓発活動を推進します。

また、「とちぎの子ども育成憲章」の普及資料の作成・配布など、県民へのさらなる

周知を図るとともに、憲章の理念が実践につながるよう県民意識の醸成のための普及啓発活動を推進します。

イ 「心の教育」の推進

勤労体験やボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動、高齢者・障害者等との交流活動などを通じ、他人を思いやる心、自分や他人の生命を重んじる心などを育む「心の教育」を推進します。

② いじめ・暴力、体罰などの問題に関する取組の推進

いじめや暴力などは、子どもの人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、今後ともその防止や解決に向けた取組を一層推進します。

特に、いじめ防止等のために学校の指導体制を一層強化することはもとより、関係機関や団体との連携を図るための組織、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うための組織、学校の重大事態の調査結果について再調査を行うことができる組織を活用し、いじめの防止や発生した事態に適切に対処していきます。

さらに、研修等を通じて教職員の資質や能力の向上を図り、児童・生徒指導体制を充実するとともに、小学校における「学校生活適応支援員*」や小学校、中学校、高等学校への「スクールカウンセラー*」の配置などにより教育相談体制を強化します。また、各教育事務所に設置している「いじめ・不登校等対策チーム*」が積極的に学校訪問等を行い、学校や児童生徒、保護者等を支援します。

体罰については、児童生徒の人権を侵害する行為であることを踏まえ、その未然防止に努めるとともに、教職員の人権意識の高揚を図ります。

③ 児童虐待防止対策の充実

ア 児童虐待防止のための体制整備

迅速・的確に児童虐待に対応するため、引き続き児童相談所の体制強化に努めるとともに、職員の専門性の確保及び資質の向上のための研修を充実します。

市町における要保護児童対策地域協議会*の円滑な運営を支援します。また、教育関係機関及び民生委員・児童委員などとの連携を強化します。

イ 虐待を受けた子どもの自立支援

虐待等により心身に深刻な影響を受けた子どもに対し、心理療法やカウンセリングによる心のケアを充実します。

また、虐待をしてしまう保護者へのカウンセリングを行うなど、家族支援マニュアルを活用して、家族の再統合を促進します。

④ 子育て環境づくりの推進

子育てについての不安や悩みを軽減するため、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターなど身近な地域における子育て支援体制を充実するとともに、とちぎ未来クラブによる子育て家庭優待事業など子育て家庭を社会全体で温かく見守り支える意識を醸成して、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備を図ります。

⑤ 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、関係機関等と幅広く連携しながら、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の充実を図ります。

【主な関係法令・計画等】

- ・教育基本法（S22.3施行）
- ・児童福祉法（S23.1施行）
- ・栃木県青少年健全育成条例（S52.1施行）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（H11.11施行）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（H12.11施行）
- ・次世代育成支援対策推進法（H15.7施行）
- ・少子化社会対策基本法（H15.9施行）
- ・子ども・若者育成支援推進法（H22.4施行）
- ・いじめ防止対策推進法（H25.9施行）
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（H26.1施行）
- ・栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例（H26.10施行）
- ・栃木県いじめ問題対策委員会条例（H26.10施行）
- ・栃木県いじめ再調査委員会条例（H26.10施行）
- ・子ども・子育て支援法（H27.1施行）
- ・とちぎ子ども・子育て支援プラン（H27.3策定）
- ・とちぎ青少年プラン2016～2020（H28.3策定）

3 高 齢 者

(1) 現状と課題

国連は、昭和57（1982）年に「高齢化に関する世界会議」を開催し、高齢化対策の指針となる「高齢化に関する国際行動計画」を採択しました。また、平成3（1991）年の総会で「高齢者のための国連原則」を採択しました。この原則は、高齢化に関する国際行動計画の推進を目的とし、高齢者の「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の五原則が掲げられました。

我が国における平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景とした社会の高齢化はきわめて急速に進んでおり、平成27（2015）年には4人に1人が高齢者という「超高齢社会」の到来が予測されたことから、このような高齢社会に対応するため、平成元（1989）年に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」、平成6（1994）年に「新ゴールドプラン」を策定しました。

また、平成7（1995）年に「高齢社会対策基本法」を施行するとともに、平成13（2001）年には高齢者の社会参加や地域社会との共生をめざす「高齢社会対策大綱」を策定しました。

さらに、平成17（2005）年には、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者の負担軽減を図るための措置等を定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。

本県においては、平成6（1994）年に「いきいき長寿とちぎ」の実現を目指して「栃木県高齢対策推進計画二期計画」を策定しました。また、平成11（1999）年に施行した「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、高齢者を含む全ての県民が安全快適な日常生活を営み、社会参加が可能となるよう生活環境の整備を推進しています。さらに、平成12（2000）年には、介護保険制度の導入に合わせ、県の高齢対策の指針となる「栃木県高齢対策推進計画三期計画（はつらつプラン21）」を策定し、「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」の実現を目指し、各種施策を推進することとしました。この計画は、高齢者を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて3年ごとに見直しを行うこととしており、平成27（2015）年には、団塊の世代が全て75歳以上になる平成37年度を見据え、県や市町が目指すべき高齢者支援施策の方向性を示す「栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（六期計画）」」を策定しました。

このように、法律や制度の充実が図られてきましたが、介護を必要とする高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、不動産や預貯金を家族等が無断で名義変更したり、本人の希望する金銭の使用を制限する経済的虐待の問題があります。この他、認知症*高齢者等が悪徳商法や財産管理をめぐるトラブルに巻き込まれるという問題も生じています。

援護を必要とする高齢者を地域全体で支えていく仕組みを確立するとともに、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる社会を実現することが求められています。

（2）施策の基本方向

① 高齢者の人権の尊重

広く県民に高齢者の福祉についての理解と関心が深まるよう啓発活動を推進します。

また、高齢者は、長年にわたり社会を支え、文化を築いてきた重要な存在であり、「支えが必要な人」というこれまでの高齢者像を変え、知識・経験・技能を培い豊かな能力を持つ人材として捉えていくよう、県民意識の醸成に努めます。

さらに、一部に存在する「老い」に対する偏見を払拭するよう啓発活動を推進します。

学校教育においては、ボランティア活動や高齢者との交流活動などを通じて、高齢者の福祉や人権について理解を深めるとともに、児童生徒に高齢者に対する思いやりの心や尊敬と感謝の気持ちを育みます。

② 高齢者の尊厳の確保

高齢者虐待の早期発見及び早期対応を行う「高齢者虐待防止ネットワーク*」の構築を支援するとともに、認知症高齢者等の権利侵害を防止し、日常生活を支援する「とちぎ権利擁護センター（あすてらす）」が行う「日常生活自立支援事業*」の普及・啓発と事業への支援を行います。また、判断能力の不十分な認知症高齢者等を保護し、支援するための成年後見制度*について、関係機関と連携しながら的確な対応を図ります。

介護予防のためのマネジメントや住民からの総合相談・支援事業、権利擁護事業、高齢者一人ひとりに応じた包括的・継続的ケアマネジメントなどを担う地域の中核的機関である「地域包括支援センター*」の機能強化を図り、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制を整備します。

③ 自立支援と生きがいづくりの推進

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を活かし、可能な限り長く現役として働くことのできる雇用の場を確保するため、65歳までの定年引き上げや継続雇用制度導入の推進についての啓発活動を行います。

また、高齢者が社会を支える重要な担い手として地域社会に貢献するとともに、高齢者自身が生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、社会活動への参加促進に努めます。

④ 高齢者に配慮した生活環境の確保

「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づきバリアフリー*化による生活環境等の整備を進めます。

また、福祉用具や住宅改修の普及、居住環境改善のための相談・助言・情報提供を行い、高齢者にやさしい居住環境の確保を図ります。

【主な関係法令・計画等】

- ・老人福祉法（S38.8施行）
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律（S46.10施行）
- ・高齢社会対策基本法（H7.12施行）
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（H11.10施行）
- ・介護保険法（H12.4施行）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4施行）
- ・栃木県高齢者支援計画<はつらつプラン21（六期計画）>（H27.3策定）

4 障 害 者

（1）現状と課題

国連は、障害者の「完全参加と平等」をテーマに、昭和56（1981）年を「国際障害者年」と定めるとともに、翌年の総会では、昭和58（1983）年から平成4（1992）年までの10年間を「障害者のための国連10年」としました。

我が国においては、これらの国際的な動向を契機に、「障害があっても共に暮らす」という考え方が広まり、平成5（1993）年、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正しました。この改正の基本にはノーマライゼーション*の考え方を導入しました。また、この改正に合わせ、「障害者対策に関する新長期計画」を策定するとともに、平成7（1995）年には、この新長期計画の後期重点施策実施計画である「障害者プラン」を策定しました。

平成14（2002）年には、これらの計画の理念を継承する「第2次障害者基本計画（平成15年度～平成24年度）」が策定されました。

その後、国連においては、平成18（2006）年、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約*」が採択されました。

我が国においては、平成19（2007）年に本条約に署名しましたが、一方、条約の批准については、障害当事者等から国内法の整備を始めとする障害者に関する制度改革を進めべきとの意見が寄せられたことを踏まえ、平成23（2011）年「障害者基本法」を改正し、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること、障害者の定義を、発達障害やその他の心身の機能の障害を含め、障害がある人であって「障害者及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にある人とし、更には「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定しました。その他、平成23（2011）年には「障害者虐待防止法」が、平成24（2012）年には「障害者総合支援法」が成立、平成25（2013）年には「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正が行われ、一通りの障害者制度の充実がなされたことにより、平成26（2014）年には、「障害者権利条約*」を批准しました。また、平成25（2013）年には、それら障害者制度の充実を踏まえ、「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」を基本原則とした「第3次障害者基本計画」（平成25年度～平成29年度）が策定されました。

本県においては、「完全参加と平等」の理念のもと、平成5（1993）年に「障害者福祉に関する新長期行動計画（とちぎ障害者福祉プラン）」を策定し、その後、平成10（1998）年にノーマライゼーションの理念の普及等を踏まえた施策を推進するため、この行動計画の改訂を行いました。平成15（2003）年には、「障害者の自立と社会参加」を基本目標とした「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）」の策定、また、平成21（2009）年3月には、平成26（2014）年度までの6年間を計画期間とした「新とちぎ障害者プラン21」を策定しました。そして、平成26（2014）年には、国の障害者制度改革など、障害者を取り巻く環境や施策の変化を踏まえ、前計画の基本目標である「障害者の自立と社会参加」を継承し、障害者一人ひとりが、社会を構成する一員としてその人権が尊重され、障害の有無に関わらず県民誰もが共に支え合う「共生社会」実現を目標とした「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）」を策定しました。

一方、法律や制度の上での障害福祉サービスの充実や地域で生活するための各種制度の充実、障害者雇用の推進のための取組は進んでいますが、障害者に対する誤解や偏見も依然として存在しています。また、障害のある人たちは、様々な物理的、制度的、文化・情報面、意識上などの障壁（バリア）のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が拒まれている状況があります。さらに、障害者の尊厳や身体、財産を不当に侵害する虐待などの事件も発生しており、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが求められています。

(2) 施策の基本方向

① 共生社会の実現

ア 障害及び障害者に対する理解の促進

障害及び障害者に対する理解の促進のため、「障害者週間（12月3日～9日）」の周知・啓発や、各種メディアを活用した普及啓発を行うとともに、障害のある人となない人が触れあう機会としての各種イベントの開催を支援します。

また、学校教育の場や地域社会において、福祉教育や福祉体験、障害者との交流活動等を促進するとともに、障害児・者の家族間の交流などを活発化するため、障害者団体の活動を支援します。

イ 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法」及び「栃木県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての県民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。

そのため、障害者差別について県民が適切に対応するために必要な指針の策定や相談体制の充実、啓発活動の実施、相談では解決が図れない事業者による不当な差別的取扱いについて「あっせん」等を行うこととし、それらについて協議する、障害者又はその家族、事業者、関係行政機関等から組織する「栃木県障害者差別解消推進委員会」を設置します。

ウ 権利擁護の促進

障害者の権利を擁護するため、「とちぎ権利擁護センター（あすてらす）」や弁護士会、司法書士会などの司法関係機関や金融機関などとの連携を強化するとともに、日常生活支援事業の普及啓発を促進します。

また、一人ひとりの権利を擁護し、障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう障害者団体等との連携により成年後見制度の普及啓発を図り、市町の社会福祉協議会の法人後見事業を支援し、制度の利用促進につなげます。

それらの制度を円滑に実施するため、とちぎ権利擁護センターに配置される自立生活支援専門員や生活支援員に対して研修を実施し資質向上を図るとともに、障害福祉サービス事業所等の支援者に対して成年後見制度の研修を実施します。

エ 障害者虐待の防止

障害者虐待の防止のため、障害者虐待の通報義務等の広報・啓発を行うとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、市町障害者虐待防止センターや県に設置した障害者権利擁護センターを中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関との連携協力体制の整備を図ります。

また、市町や障害者虐待防止センター等の相談窓口職員の専門性の強化を図るとともに、障害者福祉施設従事者等に対し、障害者虐待の未然防止や権利擁護、障害特性に応じた支援に係る資質向上を図るための研修を実施します。

② 障害者が安心して暮らせる環境の確保

障害者の誰もが身近な地域で快適で自立した生活が送れるよう、障害の種別、程度に関わりなく、地域の一員として暮らすことが出来る総合的な支援体制を構築するため、相談支援体制や保健医療体制、様々な障害福祉サービス等の充実を図るとともに、ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進やくらしの安全・安心の確保などにより、健やかに安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

③ 障害者の社会参加の促進

障害者が個性や能力を最大限に発揮し、いきいきと自分らしく生活していくため、障害者の日常生活やそれを支える社会基盤が確保された上で、自己実現と生きがいにつながる活動の場が必要であることから、障害の特性を踏まえた多様な教育機会の確保や収入を得ることができる就労の促進、さらには文化・スポーツ・レクリエーションの活動の推進を図り、障害者一人ひとりが真に輝く生活が送れるように支援します。

④ 特別支援教育*の充実

インクルーシブ教育システム*の推進に向け、障害のある児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

小・中学校や高等学校において、発達障害*を含む障害のある児童生徒への一貫した支援体制を確立させるとともに、障害のある児童生徒の豊かな人間性の形成と地域の人々の障害のある児童生徒に対する理解と認識を深めるように交流及び共同学習を充実させます。

【主な関係法令・計画等】

- ・児童福祉法（S23.1施行）
- ・身体障害者福祉法（S25.4施行）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（S25.5施行）
- ・知的障害者福祉法（S35.4施行）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（S35.7施行、H25改正）
- ・障害者基本法（S45.5施行、H23.8改正）
- ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（H11.10施行）
- ・身体障害者補助犬法（H14.10施行）
- ・発達障害者支援法（H17.4施行）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律＜バリアフリー新法＞（H18.12施行）
- ・学校教育法等の一部改正（H19.4施行）
- ・障害者虐待防止法（H24.10施行）
- ・障害者総合支援法（H25.4施行（一部H26.4施行））
- ・学校教育法施行令の一部改正（H25.9施行）
- ・栃木県障害福祉計画（第4期計画）・栃木県障害者計画＜とちぎ障害者プラン21（2015～2020）＞（H27.3策定）

- ・ 障害者差別解消法（H28.4施行）
- ・ 栃木県障害者差別解消推進条例（H28.4施行）

5 同 和 問 題

(1) 現状と課題

日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分的差別により、国民の一部の人々は長年にわたり、経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれてきました。これらの人々は、明治4（1871）年の太政官布告第61号（解放令・賤民廃止令）により法制度上は平等になりましたが、その後も、同和地区と呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職あるいは日常生活において心理的差別や実態的差別を受けることがあります。これが我が国固有の「同和問題」といわれるものです。

昭和35（1960）年に同和対策審議会設置法が制定され、翌年には同和対策審議会第1回総会が開催されました。この総会において、内閣総理大臣から「同和問題の解決のための基本方策」について諮問を受け、昭和40（1965）年に「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり国民的課題である。」と、その後の対策の基本的方向を示す答申を提出しました。国においては、この答申を受けて、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」制定以降、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の制定や改正を行い、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等の事業を総合的に行ってきました。その結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善されたため、平成8（1996）年の地域改善対策協議会の意見具申を踏まえ、平成14（2002）年3月31日、同和地区及び同和地区の関係者のみを対象とする事業を終了し、以後は一般対策で対応することとしました。

本県においては、昭和48（1973）年から、国の制度を活用しつつ、県単独事業を創設しながら、同和地区住民の経済的、社会的、文化的地位の向上を図るため各種の施策を実施してきました。その結果、最後の特別措置法の期限切れを控えた平成13（2001）年、栃木県同和対策審議会から、「同和地区住民の生活実態の改善、当該事業に対する需要の著しい減少等、特別対策としての当初の目的はおおむね達成されたものと考えられ、地域改善対策（同和対策）事業については、平成14（2002）年3月末をもって終了することとし、速やかなる一般対策への移行及び廃止を提言する。」との意見具申がなされました。県はこの意見の趣旨を踏まえ、国同様、平成14（2002）年3月31日をもって特別対策事業を終了しました。

特別対策事業を実施した結果、同和地区と他の地域との生活実態面での格差は相当程度解消されました。また、教育・啓発の実施により、同和問題に対する理解も深まっています。しかし、依然として結婚問題を中心とした心理的差別が残るほか、インターネットを利用した差別情報の掲載や「えせ同和行為*」等の問題も発生しています。

これまでの同和教育や啓発活動の成果を踏まえ、すべての人の基本的人権の尊重という視点に立って、引き続き同和問題に関する正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組み、差別のない社会を実現することが求められています。

(2) 施策の基本方向

① すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進

ア 人権啓発の推進

同和問題は、日本国憲法によって保障されている基本的人権を侵害する問題です。

県民一人ひとりが、同和問題を正しく理解し、偏見や差別をなくしていくとともに、同和問題を自らの問題として取り組んでいくことができるよう人権啓発を推進します。

各種広報媒体の活用や講演会・研修会を開催するほか、企業・団体等が実施する研修に対しては、資料・情報の提供、講師派遣などの支援を行います。

イ 人権教育の推進

学校教育においては、同和問題を人権教育における重要な人権問題の一つの柱として位置付け、これまでの取組の成果を踏まえながら、学習内容及び方法の改善・充実を図ります。

また、社会教育においては、県民の同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、学習内容及び方法の改善・充実並びに公民館や集会所等の社会教育施設における事業の充実に向けて、研修や資料作成などの支援を行います。

② えせ同和行為の排除

えせ同和行為は、同和問題の解決を口実に不法・不当な行為や要求を行うもので、「同和は怖い」という誤った意識を植え付けるものです。

えせ同和行為排除のため、広報や情報提供などの啓発に取り組むとともに、法務局や警察等の関係機関との連携を通じて、被害の予防に努めます。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 同和対策審議会答申（S40.8）
- ・ 同和対策事業特別措置法（S44.7施行）
- ・ 地域改善対策特別措置法（S57.4施行）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（S62.4施行）
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について（意見具申）（H13.10）

6 外国人

(1) 現状と課題

国連は、あらゆる形態の人種差別の撤廃や人種間の理解を促進することを目的とした「あ

らゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」を昭和40（1965）年に採択しました。この条約に我が国は、平成7（1995）年に加入し、146番目の締約国となりました。

我が国においては、国際化の進展に伴い増加した外国人の就労をめぐるトラブルを未然に防止し、雇用管理の改善、労働条件の確保などを図るため、事業主が考慮すべき指針として「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を平成5（1993）年に決めました。

本県では、「新とちぎ国際化推進プラン」に基づき、国際化の推進に取り組んできましたが、新たな潮流や課題に対応して、県が取り組むべき国際化施策の方向を明らかにするため、平成28（2016）年3月に新たな5か年計画を策定しました。

栃木県の外国人住民数は、平成26（2014）年12月末現在、112か国、31,268人となり、県人口に占める割合は1.58%に達しています。在県外国人の滞在の長期化、定住化に伴い、日常生活の中で、外国人と地域社会とのかかわりは深くなっており、

しかし、一方で、外国人をめぐる、言語や宗教、習慣等の違いから、様々な人権問題が発生しているほか、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチが行われるなどの問題も起こっています。

このため、外国人と日本人が、相互に理解を深め、お互いの多様な文化や習慣、価値観等の違いを認め合い、国籍や人種、民族を問わず、すべての人の人権を尊重し合う共生社会を実現することが求められています。

（2）施策の基本方向

① 外国人の人権の尊重

ア 共生意識の醸成

広報媒体等を活用した啓発活動を推進し、異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重し合う県民意識の醸成に努めるとともに、共生社会への理解を深めるための機会拡充を図ります。

また、いわゆるヘイトスピーチについては、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせかねないものであることから、このような言動があってはならないことについて積極的な啓発を図ります。

イ 国際感覚豊かな人材の育成

すべての県民が国際理解を深め、国際感覚を養えるよう、各種講座等の開催や国際理解に役立つ情報の提供等を進めます。

また、グローバル化に対応するための学校教育の充実を図ります。

② 在県外国人支援の充実

ア 外国人にもわかりやすい情報提供の促進

各種行政サービスをはじめ生活に必要な情報について、多言語による提供を行うなど、外国人にも理解しやすい情報提供の促進を図るとともに、公共施設や案内板等の外国語表記を促進します。

イ 相談体制の充実

関係機関との連携を図りながら、多言語による相談や専門的な分野の相談等、複雑多様化する相談内容に対応できるよう相談体制の充実を図ります。

ウ 日本語学習の促進

日本語講座の情報をホームページやリーフレット等により多言語で提供するなど、外国人が日本語を学習する機会の拡充を図ります。

エ 外国人の適正就労の推進

不法な就労が行われることのないよう、また、外国人労働者に対する不当な取扱いがなされることのないよう、関係機関等と連携に努め、事業主に対する啓発を促進します。

オ 外国人から意見を聴く機会の拡充

外国人の視点を施策に反映させるため、外国人から意見を聴く機会を拡充します。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（H24.7施行）
- ・ とちぎ国際化推進プラン2016～2020（H28.3策定）

7 HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

(1) 現状と課題

エイズ（AIDS・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染によって引き起こされる後天性免疫不全症候群）は、昭和56（1981）年にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりや世界的に深刻な状況にあります。

世界保健機関（WHO）は、昭和63（1988）年にエイズの蔓延と患者・感染者に対する偏見や差別の解消を図るため、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動の実施を提唱してきました。

我が国においては、平成11（1999）年、感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を基本理念の一つとした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行し、同法の規定により作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき、総合的な対策が進められています。

しかし、これらの対策にもかかわらず、エイズ患者やHIV感染者に対する正しい知識や理解の不足から、多くの偏見や差別意識を生み、医療施設や介護施設における診療・入所拒否のほか、就職拒否や職場解雇など社会生活の様々な場面で人権問題が生じています。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも、特効薬により完治が可能になりました。また、遺伝病でないことも判明しています。したがって、ハンセン病患者を隔離する必要はありません。しかし、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、患者を療養所に一律に収

容する隔離政策がとられてきたことにより、患者や家族の人権が著しく侵害されてきました。

このような中、国を相手にハンセン病患者らが提訴したハンセン病訴訟において、平成13（2001）年、熊本地方裁判所は、「ハンセン病による隔離規定は違憲である。」との判決を下しました。国は、ハンセン病問題の早期解決のため控訴を断念し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復及び福祉の増進などを図ることを目的とした「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」を制定しました。これにより、ハンセン病の患者であった者等の慰謝と補償の問題は改善され、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講じられています。しかしながら、ハンセン病の患者であった者が受けた身体及び財産に係る被害の回復には、未解決の問題も多く残されており、適切な対策を講じることが必要とされています。そのため、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復のための措置を講じることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図ることを目的として、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20（2008）年に成立し、平成21（2009）年4月から施行されました。

また、「らい予防法による被害者の名誉回復及び哀悼の日」である6月22日には、厚生労働省主催による式典が開催され、多くの自治体関係者が出席し、追悼の意を表しています。

平成27（2015）年5月1日現在、ハンセン病療養所と関係施設への栃木県出身の入所者は、全国3つの療養所に18人（平均年齢83歳）となっており、全国における入所者は、1,725人となっています。

療養所で生活している方々の多くは、既に治癒しているにもかかわらず、現在でも残る社会の偏見や差別、自身の高齢化、長期にわたる隔離による家族との関係断絶などの理由から、社会復帰が困難な状況にあります。

エイズやハンセン病に対する理解不足に基づく偏見や差別を解消し、感染症患者等が安心して医療を受けることができ、自立した生活を送ることができる社会を実現していくことが求められています。

（2）施策の基本方向

① 偏見や差別意識解消のための教育・啓発の推進

ア エイズに関する正しい知識と理解の普及

エイズ患者・HIV感染者に対する誤解・偏見・差別の解消を図るため、「世界エイズデー」を中心に広報活動に取り組むほか、学校教育においては、児童生徒の発達の段階に即し、エイズについて正しい知識の普及を図ります。

イ ハンセン病に関する正しい知識と理解の普及

栃木県藤楓協会*とともに、ハンセン病の正しい知識の普及を図るための啓発活動や里帰り事業、交流事業に取り組みます。

② 相談・支援体制の整備

人権に配慮した治療体制の整備や適切な相談体制の充実を図ります。

【主な関係法令・計画等】

- ・らい予防法の廃止に関する法律（H8.4施行）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（H11.4施行）
- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（H13.6施行）
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（H21.4施行）

8 犯罪被害者とその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者とその家族は、事件の直接的な被害だけではなく、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や報道機関の取材等による精神的被害等の二次的被害に苦しんでいます。

我が国では、犯罪被害者等への支援として、犯罪被害者等に対する給付金の支給や情報の提供のほか、捜査時の「指定被害者支援要員制度」による付き添いやプライバシーに配慮した相談室の整備など、捜査過程における被害者の精神的負担の軽減などに取り組んできました。

そして、平成17（2005）年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした、「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、この基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

これにより、犯罪被害者等に対する施策が大きく進展したところであり、更なる取組の充実強化を図る必要から、平成23（2011）年に「第2次犯罪被害者等基本計画」、平成28（2016）年3月に「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

本県においては、「犯罪被害者等基本法」施行と同時期に施行された「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」により犯罪被害者支援に対する県の責務等を示し、犯罪被害者等への支援施策を推進してきました。

そして、平成23年3月、本県の実情に応じた犯罪被害者等への支援施策を体系化した「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定するなど、推進すべき具体的施策の充実強化を図ってきたところであり、今後も犯罪被害者等の視点に立ち、途切れない支援を関係機関・団体の協力のもとに行っていく必要があることから、平成28（2016）年3月に新たに「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しました。

犯罪被害者等の置かれた立場に対する理解が広く県民の中に浸透し、支援に対する十分な協力が得られているとは言えません。

そのために犯罪被害者等が、その受けた被害から一日も早く心身ともに回復し、再び平穏な生活が営んでいけるように、犯罪被害者等を社会全体で支えていくことが求められています。

(2) 施策の基本方向

① 犯罪被害者等のニーズに応じた対応

犯罪被害者等の支援に当たっては、関係機関が一体となり、犯罪被害者等の立場や多様なニーズを踏まえて適切に対応していく必要があるため、犯罪被害給付制度等による経済的支援や、犯罪被害者等が必要としている情報の提供等の捜査過程における支援などを一層推進していきます。必要に応じて、一時避難などによる安全確保や、精神科医や臨床心理士等の専門家によるカウンセリングによって精神的負担の軽減を図るなど、犯罪被害者のニーズに応じた対応をしていきます。

さらに、性犯罪、DVや児童虐待などの潜在化しやすい犯罪被害についても、関係機関・団体と協力しながら早期の発見や保護など、必要な支援に努めていきます。

② 犯罪被害者等の相談・支援体制の強化

犯罪被害者等の様々な負担を軽減するため、どの相談窓口が起点となっても途切れのない円滑な対応ができるよう、関係機関・団体との連携を強化するとともに、関係職員に犯罪被害者等支援の意識向上・スキルアップを図るなど、支援体制の充実・強化を図っていきます。

また、犯罪被害者や家族をサポートするため、犯罪被害者等早期援助団体に指定されている民間支援団体「公益社団法人被害者支援センターとちぎ*」と連携・協力して、きめ細かな支援活動を推進していきます。

性犯罪・性暴力被害者については、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）*」と関係機関・団体が連携して、被害者のニーズに応じた支援活動を推進していきます。

学校教育においては、犯罪被害者等である児童生徒について理解を深めるとともに、相談活動の充実に努めます。

③ 犯罪被害者等支援の重要性に関する県民意識の醸成

犯罪被害者等の支援については、県民一人ひとりが犯罪被害者等のおかれている現状を正しく理解することが必要です。

そのために、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養を目的としている「命の大切さを学ぶ教室」の開催をはじめ、教育活動や各種広報啓発活動を通じ、犯罪被害者等支援の重要性を広く県民の中に浸透させ、犯罪被害者等が一日でも早く平穏な日常生活を取り戻し、安心して暮らしていけるよう社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めていきます。

【主な関係法令・計画等】

- ・犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（S56.1 施行）
- ・犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（H12.11 施行）
- ・犯罪被害者等基本法（H17.4 施行）
- ・栃木県安全で安心なまちづくり推進条例（H17.4 施行）
- ・第3次犯罪被害者等基本計画（H28.3 策定）
- ・第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画（H28.3 策定）

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、インターネットはだれでも情報が発信できる手軽で便利なメディアとして急速に普及しています。

その反面、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できる面があることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報がソーシャルネットワーキングサービス（SNS）*上や掲示板に掲載されるなど、人権にかかわる問題が発生しています。

さらに、コンピューターウイルスや不正アクセスにより、個人情報流出してしまう悪質な事件も発生しています。

(2) 施策の基本方向

県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解のもとに、モラルを持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。また、児童生徒に対しては、情報の収集・発信に関するルールやマナーを理解させ、情報モラルを醸成するための指導内容及び方法の充実を図ります。

また、個人、行政、企業等を問わず、他者の人権への配慮に心がけ、適切な情報管理のために必要な措置をとること、ルールやマナーを守ること等についての啓発、指導の充実を図ります。

さらに、インターネット上における差別的表現の流布や、現に掲載されてしまった人権を侵害する情報については、法務局や市町との連携により適切に対応していきます。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
＜プロバイダ責任制限法＞（H14.5施行）
- ・ プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（H14.5策定）
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(H21.4施行)
- ・ 栃木県青少年健全育成条例（H24.6改正）
- ・ 栃木県個人情報保護条例（H27.6改正）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（H27.9改正）

10 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発

電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も多くの方が避難生活を余儀なくされています。また、平成27年9月関東・東北豪雨では、県全域に特別警報が発表され、県内各地で人的・住家被害が発生し、15市町の6万を超える世帯に避難勧告が出されて、この災害においても多くの方々が避難所生活を送ることとなりました。

避難所においては、プライバシーの確保のほかに、高齢者や障害者等、普段から特別な援助や配慮を必要とする立場にある方が、より一層厳しい状況に置かれるということが改めて認識されました。また、原子力発電所事故により被災された人々に対する偏見や差別が発生し、風評による心ない嫌がらせ等の深刻な人権問題も発生しました。

今後は、災害時に、被災者一人ひとりの人権をいかに確保していくかが求められています。

(2) 施策の基本方向

被災者一人ひとりの人権の確保や、被災者が基本的な生活を営むことを保障されるよう、改めて「基本的人権の尊重」の原点に立ち返り、避難所の開設状況や避難者の状況等を速やかに把握して、女性、高齢者、障害者をはじめとする被災者の方々の視点に立った対策や支援体制づくりを進めます。また、復旧・復興に当たっても、人権尊重の視点に立って取り組んでいきます。

【主な関係法令・計画等】

・災害対策基本法（H27.5改正）

11 その他の人権問題

① アイヌの人々

アイヌの人々は、独自の言語であるアイヌ語や伝統的儀式、特有のアイヌ文様など先住民族としての豊かな文化を発展させてきました。しかし、明治維新以降は政府の同化政策の影響もあり、独自の文化や伝統などが失われつつあります。

アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ文化を維持し、アイヌの人々の尊厳を尊重することが必要です。

② 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人については、更正のための処遇を受けて社会で再出発しようとする同じ社会の一員であることに何ら変わりはありませんが、根強い偏見があり、就職に際しての差別や住居の確保が困難であるなどの問題が起きています。

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が必要です。

なお、高齢又は障害者であるため福祉的支援を必要とする出所予定の人に対しては、出所後の福祉サービスの申請支援等を行う「地域生活定着支援事業」により必要な支援を行っていきます。

③ 性的指向*・性同一性障害者*（LGBT*）にかかわる人権問題

同性愛者や両性愛者等の性的少数派の人々に対する偏見は、社会生活の様々な場面で人権侵害等の問題を発生させていることから、性的指向を理由とする偏見や差別をなくすことが必要です。

また、性同一性障害者については、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在していることから、この問題に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。特に、性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上できめ細やかな支援が必要であることから、個別の事案に応じて児童生徒の心情等に配慮した対応を行っていきます。

性に関する多様性については、個々の存在を尊重し偏見や差別を解消するための啓発に取り組んでいきます。

④ ホームレス*等生活困窮者にかかわる人権問題

ホームレスと地域社会との間にあつれきが生じたり、ホームレスに対する嫌がらせや暴力などが発生したりしています。

ホームレス及び近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別をなくすことが必要です。

また、生活困窮者は、病気で働けない、引きこもりである、負債を抱えているなどの複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、自ら行政サービス等にアクセスできないという状況にあります。

このような方々を、訪問支援などにより相談窓口につなげ、その方の状態に応じた包括的な支援を行うことにより、経済的な自立のみならず、日常生活や社会生活における自立も目指していきます。

⑤ 北朝鮮当局による拉致問題

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

本県関係者にも、拉致の可能性を排除出来ない事案に係る方が存在していることから、国と一体となって拉致問題等についての国民世論の啓発を図り、課題解決に向けた国民全体の運動であるとの認識を深めるための取組を行っていきます。

これらの人権問題や、今後の社会環境の変化等に伴い新たに生じる人権問題については、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓発の推進を図り、問題の解決に努めます。

第4章 計画の推進

1 県の推進組織

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指して設置された県の全庁的組織である「栃木県人権施策推進本部*」のもと、緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な関係施策の推進に努めます。

また、各部局においては、この基本計画を十分に踏まえ、施策を推進します。

2 国及び市町との連携

人権施策の推進に当たっては、国・県・市町がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

このため、法務省（宇都宮地方法務局）や栃木県人権擁護委員連合会等で構成する「栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会*」のもと、人権啓発活動にかかわる機関と連携・協力し、人権啓発活動を推進します。

また、地域の実情に即したきめ細かい人権啓発活動を行うため、市町に対して人権教育及び人権啓発に関する情報提供や助言等を行うとともに、市町が実施する取組を積極的に支援します。

3 企業・団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、行政だけではなく、県民や企業、団体、マスメディア、NPO*、ボランティア等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図り、協働して人権が尊重される社会の実現に努めます。

特に、栃木県人権教育・啓発推進県民運動*の推進母体として、各種民間団体や行政機関等で構成される「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」などを通じて、企業・団体等との連携を図るとともに、その主体的な取組を支援します。

4 計画のフォローアップ

この基本計画に基づく各種施策の推進状況については、毎年度「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」などにおいて検証を行い、その結果を施策の更なる推進に反映するよう努めます。

用語解説

〔あ行〕

○ いじめ・不登校等対策チーム

全教育事務所に配置している担当指導主事、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカーによるチームが学校訪問をしながら、学校支援を行うとともに、専用電話による電話相談を行います。

なお、スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉の専門的な知識や技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家を指します。

○ インクルーシブ教育システム

障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。

○ HIV感染者／エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス Human Immuno-deficiency Virus）感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ（後天性免疫不全症候群AIDS：Acquired Immuno-deficiency Syndrome）を発症していない状態のことです。

エイズは、HIVに感染することで生体の免疫機能が破壊され、感染症等の様々な病気を発症する状態です。HIV感染による免疫力の低下はゆっくりと進行し、エイズの発症までには10年以上かかるといわれています。近年、様々な治療薬が開発され、早期発見及び適切な服薬により、エイズ発症を予防することが可能になっています。

○ えせ同和行為

「同和問題は怖い問題であり、避けた方がよい」という誤った意識に乘じ、同和問題の解決を口実に企業や団体、行政機関等に不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。

えせ同和行為の横行は、企業や団体、行政機関等における被害のみならず、同和問題の解決を目指して真摯に取り組んできた人々などに対するイメージを著しく損ね、これまで積み重ねてきた教育と啓発の効果を一挙に覆し、心理的な差別解消を阻害する大きな原因となっています。

○ NPO（Non-Profit Organization）

特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体です。一般的には、社会的使命を持って自発的・継続的に社会的な責任を持って活動を行う組織のことです。

○ **LGBT**

女性の同性愛を表すLesbian（レズビアン）、男性の同性愛を表すGay（ゲイ）、両性愛を表すBisexual（バイセクシュアル）、「からだの性」と「心の性」の不一致等を意味するTransgender（トランスジェンダー）の頭文字をとった言葉です。

〔か行〕

○ **学校生活適応支援員**

教職経験者や青少年団体指導者などの地域人材を小学校に配置し、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を推進するとともに学習意欲の向上に向けた相談・指導・支援にあたっています。

○ **グループホーム**

障害者に対して主として夜間に共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。障害者総合支援法で共同生活援助として障害福祉サービスに位置づけられています。

○ **高次脳機能障害**

外傷性の脳損傷や脳血管疾患の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害及び社会的行動障害などの認知障害を呈する障害です。身体障害を伴わない場合も多く、外見上その障害がわかりにくいことから、周囲の理解が得られにくく、日常生活や社会生活上の困難を有しています。

○ **公正な採用選考システム**

同和問題など人権問題についての正しい理解と認識のもとに、職業選択の自由及び就職の機会均等を確保するため、栃木労働局が、常時使用する従業員数100人以上の事業所に対して「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を勧奨するなど公正な採用の実現を目指すものです。

○ **高齢者虐待防止ネットワーク**

虐待の早期発見やケースマネジメント等を円滑に実施するため、地域包括支援センター等が中心となり、ケアマネジャーやホームヘルパー等の介護サービス事業者、社会福祉施設、医療機関、警察、地域の民生委員などが連携・協力を図ることです。

高齢者虐待に関する相談・通報に対し、ネットワーク機能を活かし、実態把握や支援の検討、サービス介入、さらなる虐待の防止策の検討などを行います。

〔さ行〕

○ 児童憲章

国民全体の責任で、すべての子どもたちが健やかに育ち、幸せに生きていくことができるようにという趣旨から生まれた憲章です。子どもの持つ権利を宣言し、それに対する社会の責任と義務をうたっています。子どもの福祉を願う国民の道徳的規範を示すものとして、児童憲章制定会議で制定しました。

○ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元（1989）年11月の第44回国連総会で採択され、平成2（1990）年9月2日、発効しました。18歳未満のすべての者を対象とし、生きる権利（第6条）、名前と国籍を持つ権利（第7条）、親と同居しその保護を受ける権利（第9条）、自己の見解をまとめうる子どもの意見表明の権利（第12条）などで構成されています。平成17（2005）年7月20日現在の締約国数は192で、日本は平成6（1994）年4月22日に批准し、同年5月22日に発効しました。

○ 社会的障壁

障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

例としては、街なかの段差（車いすを使っている人は進めなくなります）、漢字ばかりの書類（理解しづらい人がいます）、障害のある人に対する理解不足から生じる偏見など様々です。

○ 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成18（2006）年12月の第61回国連総会で採択され、平成20（2008）年5月3日、発効しました。この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定しています。

日本は平成19（2007）年9月28日に署名し、その後障害者差別解消法の成立など様々な制度改革を行い、平成26（2014）年1月20日に批准しました。

○ 人権という普遍的文化

「人権教育のための国連10年」の活動は、冷戦構造崩壊後、世界秩序の一つとなった人権を特別なものではなく、地球上のどこにおいても尊重される社会規範にしようと実施されており、人権教育の目的として「人権という普遍的文化」の構築を掲げているところに大きな特徴があります。

人権という普遍的文化の構築とは、人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中の一つの文化（人権文化）として創造していくことです。

○ スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者を中学校等に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行います。

○ 性的指向

人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことです。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、性愛の対象が同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、性愛の対象が男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

○ 性同一性障害

生物的な性別（からだの性）と、心理的性別（心の性）との間に食い違いが生じ、それによって社会生活に支障を来す場合をいいます。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が、平成16（2004）年7月に施行され、性同一性障害の人は、「年齢が20歳以上であること」、「結婚していないこと」、「子どもがいないこと」、「生殖腺がないか、生殖機能が不能な状態であること」、「外性器が、移行する性別に近似した外観を持つこと」というすべての要件を満たし、家庭裁判所の審判が通れば、戸籍の性を変えられるようになりました。

○ 成年後見制度

自分の財産の管理や病院、福祉施設等への入退所についての契約を行うことが困難であるなど、判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を保護し支援する制度です。

この制度には、本人や本人の家族等の申し立てによって、成年後見人、保佐人、補助人を家庭裁判所が選ぶ「法定後見制度」と、判断能力が不十分な状況になったときに備えて、あらかじめ本人が任意後見人を選んでおく「任意後見制度」があります。

○ 世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）

昭和23（1948）年12月の第3回国連総会において採択された人権宣言です。基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めています。

法的な拘束力を持つものではありませんが、この宣言により人権を守る動きは大きく前進し、その後の各国の憲法や人権条約に強い影響力を与えています。

なお、採択された12月10日は、「世界人権デー」とされ、我が国では、「世界人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から12月10日まで）を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

○ セクシュアルハラスメント（セクハラ）

性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動

を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

○ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

インターネット上でコミュニティを形成し、利用者同士が様々な形でコミュニケーションできる会員サービスのことで、人と人との情報伝達を促進、支援するサービスのことです。

〔た 行〕

○ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

○ 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフを配置し、相談や支援に応じます。運営は、市町村または市町村から委託された法人（老人介護支援センターの設置者の他、社会福祉法人や医療法人等の厚生労働省令で定められた法人）が行います。

○ デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のことです。なお、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれます。

○ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

○ 栃木県人権教育・啓発推進県民運動

同和問題をはじめとする各種人権問題が、県民的な問題として認識されるよう全県民の意識の高揚を図る運動をいいます。特に8月を強調月間、12月4日から10日の人権週間の期間を強調週間と定め、集中的に啓発活動を実施しています。

この運動の推進母体として各種民間団体、行政機関等で構成する「栃木県人権教育・啓発推進県民会議」を設置しています。

○ 栃木県人権啓発活動ネットワーク協議会

栃木県内に所在する人権啓発活動にかかわる機関等が連携・協力関係を確立し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に平成12年7月に設立され、事務局は、宇都宮地方法務局人権擁護課内に置いています。

○ 栃木県人権施策推進本部

栃木県人権尊重の社会づくり条例の施行に伴い、人権施策を総合的かつ効果的に推進するため知事を本部長とし、知事部局、教育委員会、警察本部からなる全庁的組織として平成15年7月に設置しました。

○ 栃木県藤楓協会

栃木県出身者のハンセン病の患者であった者に対する支援とハンセン病に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、療養所の入所者との交流事業や普及啓発事業などを実施する団体です。

○ とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）

ひとりで悩み苦しんでいる性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援するための相談窓口で、平成27年7月1日に運営を開始しました。

被害者は、被害後できるだけ早い段階で適切なケアを受けることが必要であることから、被害者の意思を尊重し、そのニーズに応じた支援を関係機関・団体と連携して対応するなど、少しでも早く被害者の心身が回復するよう必要な支援を行います。

○ とちぎの子ども育成憲章

とちぎの子どもたちを健やかに育成していく上での大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実践していくための基本理念や行動指針を示した憲章として、平成22年2月、栃木県が制定しました。

憲章の前文には目指す子ども像と育成にかかわる決意を示し、5つの条文には子どもたちを健全に育てていくために大人が具体的に取る姿勢を分かりやすく示しています。

○ ドメスティックバイオレンス（DV：Domestic Violence）

配偶者やパートナーなど、親しい間柄にある者又はあった者からの暴力を指し、被害者の人権を著しく侵害する行為のことです。

身体的暴力のほか精神的暴力、性的暴力（セックスの強要など）等、心身に有害な影響を及ぼす言動も含んだ意味で使われており、被害者の多くは女性です。

〔な行〕

○ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活を送れるよう、契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類の預かり等のサービスを提供する事業です。

本県では、社会福祉協議会が運営する「とちぎ権利擁護センター（あすてらす）」が実施しています。

○ 認知症

大人になる過程で身に付けてきた記憶、判断、言語などの精神機能が、脳血管障害やアルツハイマー病などにより次第に低下し、自分らしい暮らしを自立して行うことが困難になっていくものです。

従来長く用いられてきた「痴呆」という用語は、侮蔑的な表現である上に、「痴呆」の病態を正確に表しておらず、早期発見・早期診断等の取組の障害となっているなどの理由から、厚生労働省の検討会が平成16年12月に出した報告書を受けて、「認知症」に替えられました。

○ ノーマライゼーション

障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけること、さらに障害のある人もない人も共に生きる社会が本来の社会であり、そのような社会づくりを目指していこう、という考え方のことです。

〔は行〕

○ 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、被害者等との相談、被害者の医学的又は心理学的な指導、被害者及びその同伴する家族の一時保護、被害者の自立促進のための情報の提供などを行う施設のことで。

現在、県内では、「とちぎ男女共同参画センター」が同センターの機能を担っています。なお、DV法改正により、市町村でも設置することが努力義務となり、宇都宮市、日光市、小山市に設置されています。

○ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものです。

- ・ 広汎性発達障害（PDD）

一般に自閉症及び自閉症に近似した特徴を示す発達障害の総称として用いられる障害概念です。

- ・ 自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害です。

- ・ アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものです。

- ・ 高機能自閉症

自閉症のうち知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

- ・ 学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をいいます。

- ・ 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢や発達に不釣り合いな注意力、あるいは衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

○ バリアフリー

障害のある人にとって社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、障害をもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

○ パワーハラスメント

仕事上の立場を利用し、執拗な叱責や陰湿ないじめを繰り返し、相手を精神的に追い込んでいくことです。上司と部下、発注業者と請負業者、正社員と契約・派遣社員などの間で発生することが多いといわれています。

○ ハンセン病

ハンセン病は、ノルウェーの医師ハンセンが明治6（1873）年に発見した「らい菌」によって起こる慢性の感染症です。感染し発病すると、皮膚の表面にこぶや斑紋などが生じ知覚が鈍るなど、皮膚と末梢神経の病気です。

ただし、らい菌はとても感染力が弱いため、乳幼児などの免疫力の弱い人が濃厚に接触する以外にほとんど感染することなく、また、発病することはまれです。なお、遺伝することはありません。

抗生物質を内服することで確実に治療することができ、早期発見し治療をすれば後遺症も全く残りません。複数の抗生物質を併用する多剤併用療法を行えば、数日間で「らい菌」

は感染力を失います。

○ **被害者支援センターとちぎ（公益社団法人）**

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的に設立された団体です。平成17年7月1日から業務を開始しました。また、平成21年7月には栃木県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受け、これまでの電話・面接相談や法廷・病院等への付き添い、広報・啓発活動といった主な活動に加え、警察からの情報提供により、被害直後の犯罪被害者等への支援活動を展開しています。

○ **ホームレス**

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のことです。

〔ま行〕

○ **マタニティハラスメント（マタハラ）**

妊娠、出産、育児休業などを理由として、女性労働者に対して解雇、雇い止め、降格などの不利益な取扱いを行うことです。

〔や行〕

○ **ユニバーサルデザイン**

全ての人にとって使いやすいように意図して作られた製品や空間、サービスをデザインすることです。

○ **要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法第25条の2に基づき設置された協議会です。市町村の児童福祉主管課や児童相談所等の関係機関、関係団体及び児童福祉に関する職務に従事する者等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報、その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

平成27年度 人権に関するイラスト入賞作品【栃木県教育委員会】



「One heart! ~心を一つに!~」
高校2年 松浦 遥

参 考 資 料

1	人権関係年表	42
2	世界人権宣言	45
3	日本国憲法（抄）	49
4	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	51
5	栃木県人権尊重の社会づくり条例	52
6	栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針	54
7	栃木県人権教育基本方針	56

人権関係年表

年	国 際 状 況	国 内 状 況	県 内 状 況
昭和21 (1946) 年		「日本国憲法」公布	
昭和22 (1947) 年		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
昭和23 (1948) 年	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行	
昭和24 (1949) 年	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択		
昭和25 (1950) 年		「身体障害者福祉法」施行 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」施行 「生活保護法」施行	
昭和26 (1951) 年	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行	
昭和27 (1952) 年	「婦人の参政権に関する条約」採択	「外国人登録法」施行	
昭和33 (1958) 年		「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准	
昭和34 (1959) 年	「児童の権利に関する宣言」採択		
昭和35 (1960) 年		「知的障害者福祉法」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	
昭和38 (1963) 年		「老人福祉法」施行	
昭和40 (1965) 年	「人種差別撤廃条約」採択	「同和対策審議会答申」提出	
昭和41 (1966) 年	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」採択		
昭和42 (1967) 年	「難民の地位に関する議定書」採択		
昭和43 (1968) 年	国際人権年 第1回世界人権会議		
昭和44 (1969) 年		「同和対策事業特別措置法」施行	
昭和45 (1970) 年	国際教育年	「障害者基本法」施行	
昭和46 (1971) 年	人種差別と闘う国際年 「精神薄弱者の権利宣言」採択	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行	
昭和47 (1972) 年		「男女雇用機会均等法」施行	
昭和48 (1973) 年	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択		
昭和50 (1975) 年	国際女性年 「障害者の権利に関する宣言」採択		
昭和51 (1976) 年	「国連婦人の10年 (1976～1985)」		
昭和52 (1977) 年			「栃木県青少年健全育成条例」施行
昭和54 (1979) 年	国際児童年 「女子差別撤廃条約」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准	
昭和56 (1981) 年	国際障害者年	「難民条約」加入 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行	
昭和57 (1982) 年	「高齢化に関する国際行動計画」採択	「地域改善対策特別措置法」施行	
昭和58 (1983) 年	「国連障害者の10年 (1983～1992)」		
昭和59 (1984) 年	「拷問禁止条約」採択		
昭和60 (1985) 年	国際青年年	「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61 (1986) 年	国際平和年 「発展の権利に関する宣言」採択		
昭和62 (1987) 年		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法) 施行	
平成元 (1989) 年	「子どもの権利条約」採択 「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書 (死刑廃止)」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	
平成2 (1990) 年	国際識字年 「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択		
平成3 (1991) 年	「高齢者のための国連原則」採択		
平成4 (1992) 年		「地対財特法の一部を改正する法律」施行 「育児・介護休業法」施行	

年	国 際 状 況	国 内 状 況	県 内 状 況
平成5 (1993) 年	世界の先住民の国際年 「アジア太平洋障害者の10年(1993～2002)」 世界人権会議開催 (ウィーン) 「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「障害者基本法」「心身障害者対策基本法」(改正) 施行	「障害者福祉に関する新長期行動計画(とちぎ障害者福祉プラン)」策定
平成6 (1994) 年	「世界の先住民の国際の10年(1994～2004)」	「子どもの権利条約」批准 「ハートビル法」施行	「栃木県高齢対策推進計画二期計画」策定
平成7 (1995) 年	「人権教育のための国連10年(1995～2004)」 「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動要領」採択	「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連10年推進本部」設置	
平成8 (1996) 年		「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見 具申	
平成9 (1997) 年		「人権擁護施策推進法」施行 「地対財特法の一部を改正する法律」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「人権擁護施策推進審議会」設置	
平成11 (1999) 年	国際高齢者年 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「拷問禁止条約」加入 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行 「人権教育の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進 審議会答申	「栃木県ひとにやさしいまちづくり 条例」施行
平成12 (2000) 年	「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	「介護保険法」施行 「交通バリアフリー法」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育・啓発推進法」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	「栃木県高齢対策推進計画三期計画(はつらつプラン21)」策定
平成13 (2001) 年	「世界の子どもたちのための平和と文化と非暴力のための国際の10年」(2001～2010)	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 「高齢社会対策大綱」策定 「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進 審議会答申 「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進 審議会答申	「栃木県総合計画とちぎ21プラン」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律期限後の栃木県同和行政の在り方について(意見具申)」提出 「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」策定 「栃木県人権教育基本方針」決定 「とちぎ男女共同参画プラン」策定 「とちぎ青少年プラン」策定 「とちぎ21世紀国際化推進プラン」策定 「とちぎ子どもプラン」策定
平成14 (2002) 年		「プロバイダー責任制限法」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	
平成15 (2003) 年	「国連識字の10年(2003～2012)」 「新アジア太平洋障害者の10年(2003～2012)」	「個人情報保護法」制定 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行	「栃木県人権尊重の社会づくり条例」施行 「栃木県男女共同参画推進条例」施行 「栃木県障害者計画(とちぎ障害者プラン21)」策定 「栃木県高齢者保健福祉計画(はつらつプラン21二期計画)」策定 「栃木県人権施策推進審議会」設置 「栃木県人権施策推進本部」設置
平成16 (2004) 年		「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行	

年	国 際 状 況	国 内 状 況	県 内 状 況
平成17（2005）年		「犯罪被害者等基本法」施行	「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「栃木県次世代育成支援対策行動計画」策定
平成18（2006）年	「障害者の権利に関する条約」及びその「選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行	「栃木県総合計画とちぎ元気プラン」策定 「栃木県人権施策推進基本計画」策定 「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」策定 「栃木県高齢者保健福祉計画（はつらつプラン21（三期計画））」策定 「とちぎ青少年プラン」策定 「とちぎ国際化推進プラン」策定
平成19（2007）年	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択		
平成21（2009）年		「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」批准 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	「栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン21（四期計画））」策定 「新とちぎ障害者プラン21」策定
平成22（2010）年		「子ども・若者育成支援推進法」施行	「栃木県次世代育成支援対策行動計画（とちぎ子育て支援プラン）後期計画」策定 「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定 「とちぎの子ども育成憲章」制定
平成23（2011）年	「子どもの権利条約の通報手続に関する選択議定書」採択 「人権教育および研修に関する宣言」採択		「栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」」策定 「栃木県人権施策推進基本計画（改訂版）」策定 「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」策定 「とちぎ青少年プラン2011～2015」策定 「新とちぎ国際化推進プラン」策定
平成24（2012）年		「障害者虐待防止法」施行	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次改定）」策定 「栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン21（五期計画））」策定
平成25（2013）年	「第3次アジア太平洋障害者の10年（2013～2022）」	「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者総合支援法」施行	
平成26（2014）年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	「栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例」施行 「栃木県いじめ問題対策委員会条例」施行 「栃木県いじめ再調査委員会条例」施行
平成27（2015）年		「子ども・子育て支援法」施行	「とちぎ子ども・子育て支援プラン」策定 「栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン21（六期計画））」策定 「とちぎ障害者プラン21（2015～2020）」策定
平成28（2016）年		「障害者差別解消法」施行	「栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」」策定 「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」策定 「とちぎ男女共同参画プラン（四期計画）」策定 「とちぎ青少年プラン2016～2020」策定 「栃木県障害者差別解消推進条例」施行 「とちぎ国際化推進プラン（2016～2020）」策定 「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」策定

世界人権宣言

1948年12月10日
国際連合第3回総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されるこ

とはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条〔基本的人権の享有〕 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条〔自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止〕 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条〔個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉〕 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条〔法の下での平等、貴族の禁止、栄典〕 ①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを

有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第19条〔思想及び良心の自由〕 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条〔信教の自由〕 ①信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条〔集会・結社・表現の自由、通信の秘密〕 ①集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条〔居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由〕 ①何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条〔学問の自由〕 学問の自由は、これを保障する。

第24条〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕 ①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条〔生存権、社会的使命〕 ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条〔教育を受ける権利、教育の義務〕 ①すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条〔勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止〕 ①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条〔基本的人権の本質〕 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日公布施行

第1条〔目的〕

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条〔定義〕

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第3条〔基本理念〕

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第4条〔国の責務〕

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条〔地方公共団体の責務〕

地方公共団体は、基本理念にのっとり、固との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条〔国民の責務〕

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条〔基本計画の策定〕

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第8条〔年次報告〕

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第9条〔財政上の措置〕

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

第1条〔施行期日〕

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

第2条〔見直し〕

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

栃木県人権尊重の社会づくり条例

(平成15年栃木県条例第2号)

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち一人一人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

第1条（目的）

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（県の責務）

県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るように努めなければならない。

第3条（県民の責務）

県民は、相互に人権を尊重しなければならない。

- 2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

第4条（県と市町村との協力）

県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するものとする。

第5条（施策の基本方針）

知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1）人権尊重の社会づくりに関する基本的方向
 - （2）人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
 - （3）人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
 - （4）前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第6条（栃木県人権施策推進審議会）

前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 省略

栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針

平成17年3月決定

1 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向

(1) 人権尊重の社会づくりに関する施策の基本理念

栃木県が推進する人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本理念は、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな栃木県をつくることです。この基本理念を踏まえ、次に掲げる社会の実現を目指し、国や市町村、県民と連携・協力して人権施策を総合的に推進します。

- ・一人一人がかけがえのない存在として尊重され、偏見や差別のないとちぎ
- ・誰もがそれぞれの幸福を最大限に追求し、自己実現を図ることができるとちぎ
- ・一人一人の違いを豊かさとして認め合い、共生できるとちぎ

(2) 人権施策に関する基本的方向

栃木県人権尊重の社会づくり条例の趣旨を踏まえ、各種の人権施策を総合的に推進します。

県の施策の基本的な柱は、人権意識の高揚を図ることにあり、その推進に当たっては、人権教育及び人権啓発さらには、相談・支援に関する取組方向を示した計画を定め、積極的かつ効果的な推進を図ります。

2 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

県民一人一人の人権意識の高揚を図るためには、人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得できるよう人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

(1) 多様な機会の提供

人権教育及び人権啓発は、広く県民を対象に実施する必要があるので、家庭、地域、学校、職域その他様々な場と機会を通じて、その手法にも配慮しながら効果的かつ継続的に実施していきます。

(2) 実施主体間の連携

国、県、市町村、学校、社会教育施設など様々な実施主体が関わる人権教育及び人権啓発を一層効果的かつ総合的に推進していくため、実施主体間を繋ぐ横断的なネットワークを充実するなど、連携・協力関係の強化を図ります。

(3) 自主性の尊重

人権教育及び人権啓発は、県民一人一人の心の在り方に深く関わる問題でもあることから、県民の自主性を尊重しつつ、正しい理解を得られるよう配慮します。

(4) 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育及び人権啓発

行政職員、教職員・社会教育関係者、警察職員、消防職員、医療・福祉関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対しては、より一層の人権教育及び人権啓発に努

めます。

3 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、H I V感染者等のほか様々な人権問題は、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも重要な課題です。これら重要課題に関する人権施策は、基本的には、それぞれの個別法や個別計画等を踏まえて実施されるものですが、共通する基本施策である人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に対する相談・支援については、次のとおり推進することとします。

(1) 人権教育及び人権啓発

様々な人権課題に対する偏見や差別等の人権侵害については、これらを生み出してきた背景や問題の現状などを正しく理解し、誤った考え方が改められるよう、人権教育及び人権啓発に取り組みます。

(2) 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受けるおそれのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、県においては個別課題ごとに相談窓口や保護機関を設けて引き続き対応していきます。具体的には、個別課題ごとに設置している相談機関がそれぞれに専門性をもって、適切に対応するとともに、関係機関の連携を強化するなど相談・支援体制の充実を図っていきます。

4 推進体制

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現には、県及び国、市町村、県民がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取組を主体的に実施していくことが重要であり、そうした観点から推進体制の充実を図っていく必要があります。

(1) 県庁内体制

全庁的に組織された「栃木県人権施策推進本部」を中核として、総合的かつ効果的な人権施策の推進を図ります。

(2) 国、市町村等との連携

県の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体との連携強化に努めます。また、県民や企業等との連携・協働を図ることによって、人権施策の充実を図ります。

栃木県人権教育基本方針

栃 木 県 教 育 委 員 会

平成13年11月6日決定

平成14年 4 月 1 日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

平成27年度 人権に関するイラスト入賞作品【栃木県教育委員会】



「助け合いの島」
中学2年 船渡川 紫月 さん

8月は

「人権教育・啓発推進県民運動強調月間」

12月4日から10日は

「人権教育・啓発推進県民運動強調週間（人権週間）」



「Heart and Mind and Spirit」
高校2年 大山 琳加 さん

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話 028-623-3027

FAX 028-623-3028

Eメール jinken@pref.tochigi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp>

R70

古紙配合率70%再生紙を使用しています